鳥 栖 市 議 会 定 例 会 議 案

令和5年6月

鳥 栖 市

6 月市議会定例会議案一覧表

議案甲第22号	鳥栖市部設置条例の一部を改正する条例	
議案甲第23号	鳥栖市税条例の一部を改正する条例	
議案甲第24号	鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	…17
議案甲第25号	財産 (土地) の処分について	
議案甲第26号	鳥栖市農業委員会委員の任命について	…後送
議案甲第27号	鳥栖市農業委員会委員の任命について	
議案甲第28号	鳥栖市農業委員会委員の任命について	
議案甲第29号	鳥栖市農業委員会委員の任命について	
議案甲第30号	鳥栖市農業委員会委員の任命について	-
議案甲第31号	鳥栖市農業委員会委員の任命について	
議案甲第32号	鳥栖市農業委員会委員の任命について	
議案甲第33号	鳥栖市農業委員会委員の任命について	
議案甲第34号	鳥栖市農業委員会委員の任命について	-
議案甲第35号	鳥栖市農業委員会委員の任命について	
議案甲第36号	鳥栖市農業委員会委員の任命について	…後送
議案乙第16号	令和5年度鳥栖市一般会計補正予算(第2号)	
議案乙第17号	令和5年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算(第1号)	
議案乙第18号	令和5年度鳥栖市下水道事業会計補正予算(第1号)	
報告第4号	継続費繰越計算書について	
報告第5号	繰越明許費繰越計算書について	
報告第6号	事故繰越し繰越計算書について	
報告第7号	継続費繰越計算書について	
報告第8号	繰越明許費繰越計算書について	
報告第9号	予算繰越計算書について	
報告第10号	予算繰越計算書について	3 3

議案甲第22号

鳥栖市部設置条例の一部を改正する条例

鳥栖市部設置条例(昭和63年条例第2号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(部の設置)	(部の設置)
第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1	第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1
項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため	項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため
次の部を置く。	次の部を置く。
	<u>政策部</u>
総務部	総務部
<u>企画政策部</u>	
健康福祉みらい部	健康福祉みらい部
スポーツ文化部	スポーツ文化部
市民環境部	市民環境部
経済部	経済部
建設部	建設部
(事務分掌)	(事務分掌)
第2条 部の標準的な事務分掌は、次のとおりとする。	第2条 部の標準的な事務分掌は、次のとおりとする。
	<u>政策部</u>
	(1) 市政の総合計画及び総合調整に関すること。
	(2) 情報化、統計及び広報に関すること。
総務部	総務部
略	略
<u>企画政策部</u>	

- (1) 市政の総合計画及び総合調整に関すること。
- (2) 情報化、統計及び広報に関すること。

健康福祉みらい部

略

スポーツ文化部

略

市民環境部

略

経済部

略

建設部

- (1) (2) 略
- (3) 都市計画、公園緑地及び鳥栖駅周辺整備に関すること。
- (4) 略

健康福祉みらい部

略

スポーツ文化部

略

市民環境部

略

経済部

略

建設部

- (1) (2) 略
- (3) 都市計画、公園緑地及び駅周辺整備に関すること。
- (4) 略

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

(鳥栖市総合計画審議会条例の一部改正)

2 鳥栖市総合計画審議会条例(昭和46年条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改正後
(庶務)	(庶務)
第9条 審議会の庶務は、企画政策部で処理する。	第9条 審議会の庶務は、 <u>政策部</u> で処理する。

上記の議案を提出する。

令和5年6月5日

(提案理由)

組織機構の見直しに伴い、条例を改正したいため、この案を提出する。

議案甲第23号

鳥栖市税条例の一部を改正する条例

鳥栖市税条例(昭和29年条例第34号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第33条の8 略

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から 控除することができなかった金額があるときは、当該控除する ことができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条 の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対し その控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税 義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市 民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に 充当する。

3 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第35条の3の2 略

改正後

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第33条の8 略

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から 控除することができなかった金額があるときは、当該控除する ことができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条 の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対し その控除することができなかった金額を還付し、又は<u>当該控除</u> することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後 段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の 確定申告書に係る年度分の個人の県民税、個人の市民税若しく は森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義 務者の未納に係る徴収金を納付又は納入する。

3 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第35条の3の2 略

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を 給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記 載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由し て提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による 申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申

- 2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を 提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中 途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場 合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者か らその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日ま でに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他 施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を 経由して、市長に提出しなければならない。
- <u>3</u> 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
- 4 給与所得者は、第1項及び<u>第2項</u>の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第52条の9第3項において同じ。)により提

告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年 の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と 異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところに より、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載 すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することが できる。

- 3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
- 4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、 その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
- 5 給与所得者は、第1項及び<u>第3項</u>の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第52条の9第3項において同じ。)により提

供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における<u>第3項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税の徴収の<u>方法</u>)

第37条 個人の市民税は、第43条、第46条の2第1項、第46条の5又は第52条の5の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

2 略

(個人の市民税の納税通知書)

第40条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び県民税額の合算額(第46条第1項又は第46条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第46条第1項又は第46条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第43条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する 年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日 において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のう 供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における<u>第4項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税の徴収の方法等)

第37条 個人の市民税は、第43条、第46条の2第1項、第46条の5又は第52条の5の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。

2 略

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

(個人の市民税の納税通知書)

第40条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、個人の県民税額及び森林環境税額の合算額 (第46条第1項又は第46条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第46条第1項又は第46条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第43条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する 年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日 において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のう ち特別徴収の方法<u>によって</u>徴収することが著しく困難であると 認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」と いう。)である場合<u>においては</u>、当該納税義務者の前年中の給 与所得に係る所得割額及び<u>均等割</u>の合算額を特別徴収の方法<u>に</u> よって</u>徴収する。

(1) • (2) 略

- 2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第35条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。
- 3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 略

ち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により徴収する。

(1) • (2) 略

- 2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第35条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。
- 3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 略

- 5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当 該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異 動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に 対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第18 3条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付 する義務がある者に限る。以下この項において同じ。) を通じ て、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支 払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を 受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日) までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収され るべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額 (既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、 当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法によって徴収され たい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によ って徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中に あった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが 困難であると市長が認めるときは、この限りでない。
- 6 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月額割を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対して、その年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で、当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日ま
- 5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当 該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異 動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に 対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第18 3条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付す る義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、 当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受 けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けな くなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)まで に、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき 前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に 特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額 を控除した金額)を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申 出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収する ものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合に おいて、特別徴収の方法により徴収することが困難であると市 長が認めるときは、この限りでない。
- 6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月額割を特別徴収の方法により徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対して、その年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で、当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに

でに当該給与又は<u>退職手当</u>の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収する。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

- 第46条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった場合<u>においては</u>、特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった日以後において到来する第39条第1項の納期がある場合<u>においては</u>そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合<u>においては</u>直ちに、普通徴収の方法<u>によって</u>徴収するものとする。
- 2 法第321条の6第1項の<u>通知によって</u>変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)においては、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の規定の例によって当該納税者に還付しなければならない。ただし、当該納税者の未納に係る徴収金がある場合においては、法第17条の2の規定によってこれに充当する。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

当該給与又は<u>退職手当等</u>の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は 退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法により徴収する。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

- 第46条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなった場合<u>には</u>、特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなった日以後において到来する第39条第1項の納期がある場合<u>には</u>そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合<u>には</u>直ちに、普通徴収の方法<u>により</u>徴収するものとする。
- 2 法第321条の6第1項の<u>通知により</u>変更された給与所得に 係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に 特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税 額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を 超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場 合を含む。)において<u>当該納税者の未納に係る徴収金があると</u> きは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第 1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、 同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができる ものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の 未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したもの とみなす。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第46条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属 する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、 かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第 1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の 支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によっ て徴収することが著しく困難であると認められるものとして次 に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金 所得者」という。) である場合においては、当該納税義務者の 前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の 合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第43条第1項の規 定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公 的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第46条 の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節に おいて「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度 の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間 に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の 際に特別徴収の方法によって徴収する。

(1) 略

- (2) 特別徴収の方法<u>によって</u>徴収することとした場合には当該 年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者
- 2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第39条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到

第46条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属 する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、 かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第 1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の 支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法により 徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に 掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所 得者」という。) である場合には、当該納税義務者の前年中の 公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併 せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第4 6条の5において同じ。)の合算額(当該納税義務者に係る均 等割額を第43条第1項の規定により特別徴収の方法により徴 収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下 この条及び第46条の5において同じ。)の2分の1に相当す る額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」と いう。) を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の 3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢 等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

(1) 略

- (2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者
- 2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税 のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係 る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係 る特別徴収税額を控除した額を第39条第1項の納期のうち当 該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到

来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

- 第46条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった日以後において到来する第39条第1項の納期がある場合<u>においては</u>そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合<u>に</u>おいては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。
- 2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額又は年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

- 第46条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなった日以後において到来する第39条第1項の納期がある場合<u>には</u>そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合<u>には</u>直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。
- 2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項 において読み替えて準用する場合を含む。) の規定により年金 所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を 特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象 年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された 年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税 額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係 る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場 合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係 る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収 対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又 は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定 する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6 項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市 町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の 未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したもの とみなす。

(種別割の税率)

- 第77条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の 税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 原動機付自転車

イ~ハ 略

三 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの)が 0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が 0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が 0.02リットルを超えるもの又は定格出力が 0.25キロワットを超えるもの 年額 3.700円

(2) • (3) 略

附則

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 略

2 · 3 略

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 略

2 略

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税

(種別割の税率)

- 第77条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の 税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 原動機付自転車

イ~ハ 略

二 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2) • (3) 略

附則

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 略

2 · 3 略

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税 の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u> の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 略

2 略

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税

の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第33条の8第2項並びに第37条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第40条、第43条、第46条、第46条の2及び第46条の6の改正規定並びに附則第15条の2の2第4項の改正規定及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項(この条例による改正後の鳥栖市税条例(以下「新条例」という。)附則第16条の2第3項に係る部分に限る。)及び第2項の規定 令和6年1月1日
 - (2) 第35条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日 (市民税に関する経過措置)
- 第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の鳥栖市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第35条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき鳥栖市税条例第35条の3の2第1項に規定 する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払 を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第3条 新条例第77条第1号ニ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用 し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対し て課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能 割については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和5年6月5日

(提案理由)

地方税法等の一部改正に伴い、条例を改正したいため、この案を提出する。

議案甲第24号

鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例(昭和44年条例第2号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前

第13条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続に おける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号 カードを自ら本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端 末機に使用し、暗証番号その他必要な事項を入力することによ り、印鑑登録証明書の請求をし、その交付を受けることができ る。

改正後

第13条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備を多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、自ら必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)に使用し、必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書の請求をし、その交付を受けることができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。 令和5年6月5日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

移動端末設備を使用し、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付をしたいため、この案を提出する。

議案甲第25号

財産(土地)の処分について

国土交通省が施工する一級河川筑後川水系安良川築堤工事用地として下記物件を売却することについて、鳥栖市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第9号)第3条の規定により、市議会の議決を求める。

記

1 物件の表示 鳥栖市幸津町字下川原535番地1ほか21筆 土地 6,697.92平方メートル

2 売却価格 41,231,523円

3 壳 却 先 福岡県久留米市高野1丁目2番1号

分任支出負担行為担当官

九州地方整備局

筑後川河川事務所長 吉田 大

上記の議案を提出する。 令和5年6月5日

報告第4号

継続費繰越計算書について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第1項の規定に基づき、令和4年度鳥栖市一般会計予算の継続費の経費の 残額を令和5年度に繰り越したので、次のとおり報告する。

令和5年6月5日

令和4年度鳥栖市一般会計継続費繰越計算書

			\dol_	佐士	曲	令和4	年度	継続費	予算現額	支出済額			翌	年	度	左	· 0	財	源	内	訳	
款	項	事業名	継の		費額	予算計上額	前生	年度逓次	: 計	及び	残	額	逓		次	繰越金		特	定	財	源	
			V	小心	帜	「 异 川 上 似	繰	越	į	支出見込額			繰	越	額	深 巡 並	国県支	出金	地	方 債	そ	の他
9	1	防			円	円			円	円		円			円	円		円		F	9	円
消	消	災																				
"	113	設																				
		備																				
防	防	移	2	4, 812	, 000	12, 954, 000			0 12, 954, 000	0	12, 95	54, 000	12	2, 954	, 000	12, 954, 000		0			0	0
		設																				
#	# .	事																				
費	費	業																				
1.0	0	ш																				
1 0		田 代																				
教	小	小 学																				
	学	学校大規模																				
育	于	規	1, 20	0,000	, 000	620, 000, 000	1	6, 400, 0	636, 400, 000	566, 066, 844	70, 33	3, 156	70), 333	, 000	17, 633, 000		0	52,	700, 00	00	0
	校	改																				
		造 事																				
費	費	業																				

報告第5号

繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第1項の規定に基づき、令和4年度鳥栖市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和5年度に繰り越したので、同条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和5年6月5日

令和4年度鳥栖市一般会計繰越明許費繰越計算書

						翌年度		左	の財源内	訳	
	款		項	事 業 名	金額	翌年 度 繰越額	既 収 入	未 収	入 特 定 身	財 源	一般財源
						床 咝 饭	特定財源	国県支出金	地方債	その他	
		4 &		全国消費生活情報ネット	円	円	円	円	円	円。	円
		1 糸	総務管理費	ワークシステム移設事業	616, 000	264, 000	0	0	0	0	264, 000
2	総務費	2 後	数 税 費	税証明コンビニ交付事業	9, 900, 000	9, 900, 000	0	0	0	0	9, 900, 000
		3 F	戸籍住民	戸籍情報システム改修事業	4, 887, 000	4, 887, 000	0	4, 886, 000	0	0	1,000
		基	基本台帳費		4, 007, 000	4, 007, 000	U	4, 000, 000	U	U	1,000
		1 柒	社会福祉費	地域医療介護総合確保基金事業	48, 702, 000	48, 702, 000	0	48, 702, 000	0	0	0
		1 γ.	工工佃业俱	(介護施設等整備事業)	40, 702, 000	40, 702, 000	U	40, 702, 000	U	U	U
				保育所等給食費	3, 000, 000	3, 000, 000	0	3, 000, 000	0	0	0
				臨時支援事業							
3	民生費	را 2	見童福祉費 :	保 育 所 等 業 務 効 率 化 推 進 事 業	2, 400, 000	2, 400, 000	0	1,800,000	0	0	600,000
		2)	化至曲瓜貝	保育所等安全対策事業	350,000	350, 000	0	350, 000	0	0	0
				出産・子育て応援 交 付 金 事 業	88, 218, 000	36, 360, 000	0	36, 348, 000	0	0	12, 000
	衛生費	2	環境衛生費	旧ごみ焼却施設解体等 調 査 検 討 事 業	9, 700, 000	6, 314, 000	0	0	0	0	6, 314, 000
4	イン はい	3 清	青 掃 費	次期リサイクル施設用 地 取 得 事 業	42, 904, 000	17, 834, 000	0	0	0	0	17, 834, 000

6	農林水	-	曲 ※ 車	土 地 改 良 事 業	253, 000	253, 000	0	0	0	0	253, 000
	産業費	1	農業費	防災重点ため池整備事業	26, 940, 000	20, 240, 000	0	20, 240, 000	0	0	0
7	商工費	1	商工費	四阿屋周辺整備事業	20, 214, 000	16, 177, 000	0	0	13, 300, 000	0	2, 877, 000
				道路側溝等整備事業	23, 022, 000	18, 001, 000	0	0	0	0	18, 001, 000
				道路舗装事業	65, 607, 000	65, 590, 000	0	15, 000, 000	47, 000, 000	0	3, 590, 000
		2	道路橋梁費	橋梁長寿命化事業	22, 000, 000	22, 000, 000	0	12, 100, 000	9, 900, 000	0	0
		2	但如何未負	交通安全施設整備事業	24, 514, 000	22, 096, 000	0	11, 269, 000	10, 000, 000	0	827, 000
8	土木費			道路整備交付金事業	306, 758, 000	306, 758, 000	0	140, 503, 000	112, 100, 000	0	54, 155, 000
0	工 小 須			道路改良事業	20, 000, 000	20, 000, 000	0	0	0	0	20, 000, 000
		3	河川費	河川浚渫改良事業	130, 564, 000	101, 341, 000	0	0	101, 000, 000	0	341,000
				立 地 適 正 化 計 画 策定効果等検討事業	7, 700, 000	7, 700, 000	0	0	0	0	7, 700, 000
		4	都市計画費	開発行為に伴う接続道路整備事業	1, 556, 000	1, 556, 000	0	0	0	0	1, 556, 000
				市民公園整備事業	74, 129, 000	70, 854, 000	0	31, 775, 000	28, 500, 000	0	10, 579, 000

8 土木費	4	都市計画費	公園施設長寿命化事業	13, 128, 000	47, 000	0	23, 000	0	0	24, 000
	0	小学校費	高圧受電設備改修事業	7, 900, 000	7, 486, 000	0	0	0	0	7, 486, 000
	2	小子仪貨	特別支援学級整備事業	1, 177, 000	1, 177, 000	0	0	0	0	1, 177, 000
	3	中学校費	高圧受電設備改修事業	41, 200, 000	41, 200, 000	0	0	30, 900, 000	0	10, 300, 000
			鳥 栖 北 小 学 校 なかよし会整備事業	88, 000, 000	88, 000, 000	0	53, 274, 000	0	0	34, 726, 000
1 0 教育費	4	社会教育費	麓小学校なかよし会整備事業	2, 600, 000	2, 145, 000	0	0	0	0	2, 145, 000
	4	江云钗月复	放課後児童安全対策事業	175, 000	175, 000	0	175, 000	0	0	0
			市民文化会館改修事業	49, 492, 000	49, 492, 000	0	24, 746, 000	24, 600, 000	0	146,000
	5	保健体育費	陸上競技場写真判定設 備 整 備 事 業	5, 200, 000	5, 200, 000	0	0	0	0	5, 200, 000
	J		スタジアム改修事業	14, 000, 000	9, 100, 000	0	0	0	0	9, 100, 000
1 1 災害復	1	農林水産施設 災害復旧費	農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 事 業	106, 000, 000	76, 000, 000	0	73, 588, 000	1,500,000	366, 000	546,000
旧費	2	土 木 施 設 災害復旧費	土木施設災害復旧事業	152, 105, 000	152, 105, 000	0	93, 671, 000	42, 000, 000	0	16, 434, 000

報告第6号

事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項において準用する同令第146条第1項の規定に基づき、令和4年度鳥栖市一般会計予算の事故繰越しに係る歳出予算の経費を令和5年度に繰り越したので、同令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和5年6月5日

令和4年度鳥栖市一般会計事故繰越し繰越計算書

			支出負担	左の	内 訳	支出負担	翌年度		左	の財源	内 訳		
款	項	事業名	行 為 額	支出済額	支出未済額	行 為	操 越 額	既収入	未	収入特定財	原	一般財源	説明
			11 初 娘	人 山併領	人山 不併假	予 定 額	床 赵 镇	特定財源	国県支出金	地方債	その他	川又只小尔	
2	1	新	円	円	円	P.	P.	円	円	円	円	円	
総	総	庁											
	務	舎											請負業者の部品
務	管	整備	70, 882, 900	26, 000, 000	44, 882, 900	70, 882, 900	44, 882, 900	0	0	0	0	44, 882, 900	調達に遅延が生
	理	事											じたため。
費	費	業											
貝	頁	未											

報告第7号

継続費繰越計算書について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第1項の規定に基づき、令和4年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算の継続費の経費の残額を令和5年度に繰り越したので、次のとおり報告する。

令和5年6月5日

令和4年度鳥栖市産業団地造成特別会計継続費繰越計算書

			业 生 弗	令和4	年度	継続費予	算現額	支出済額		翌	年	度	左	の 財	源内	訳
款	項	事業名	継 続 費 の 総 額	予算計上額	前年	F度逓次	計	及び	残 額	逓		次	繰越金	特	定財	源
			0.7 心 包	「异山上似	繰	越額	рI	支出見込額		繰	越	額	深 巡 並	国県支出金	地方債	その他
		新	F	円		円	円	円	円			円	円	円	円	円
事	事	利産業集積														
業	業	エリア	6, 127, 000, 00	0 434, 400, 000)	0	434, 400, 000	390, 930, 100	43, 469, 900	4	3, 469	, 000	35, 000	34, 000	43, 400, 000	0
費	費	整備事業														

報告第8号

繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第1項の規定に基づき、令和4年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和5年度に繰り越したので、同条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和5年6月5日

令和4年度鳥栖市産業団地造成特別会計繰越明許費繰越計算書

				翌年度		左	の 財 源 内	訳	
款	項	事 業 名	金額	金 平 度 繰 越 額	既 収 入	未 収	八 特 定 月	財 源	一般財源
				深	特定財源	国県支出金	地方債	その他	一加又只加尔
		新産業集積エリア	円	円	円	円	円	円	円
1 事 業 費	1 事 業 費	整備事業	8, 587, 000	6, 011, 000	0	5,000	6, 000, 000	0	6,000

報告第9号

予算繰越計算書について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第1項の規定に基づき、令和4年度鳥栖市水道事業会計予算の一部を令和5年度に繰り越したので、同条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和5年6月5日

令和4年度鳥栖市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

						左 o) 財源内	訳		翌年度繰	
款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発 生 額	翌年度繰越額	企 業 債	損益勘定 留保資金	その他	不用額	越る要なの度に越る資入原をた産限	説明
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	導·配水管整備事業	491, 843, 000	0	491, 843, 000	183, 400, 000	308, 443, 000	0	0		関連ない。関連では、関連では、関連では、関連では、関連を、関連を関連をできます。。

報告第10号

予算繰越計算書について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第1項の規定に基づき、令和4年度鳥栖市下水道事業会計予算の一部を令和5年度に繰り越したので、同条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和5年6月5日

令和4年度鳥栖市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

						左	の 財 源 内	訳		翌年度繰	
款	項	事 業 名	予算計上額	支払義務 発 生 額	翌年度繰越額	国庫補助金	企 業 債	損益勘定 留保資金	不用額	越る要なの度に越る資入度額に対る資	説明
			円	円	円	円	円	円	円	円	国の経済対
1 資本的	1 建 設	下 水 道 施 設 整 備 事 業	726, 410, 000	480, 830, 000	245, 580, 000	124, 890, 000	120, 690, 000	0	0	_	策に係る。 業でがなため。 を表現ので、 を表現ので、 を表現ので、 はいれいで、 といれができる。 にいれいでは、 はいなも、 はいも、 はいも、 はいも、 も、 は、 は、 も、 は、 も、 も、 も、 も、 も、 も、 も、 も、 も、 も、 も、 も、 も、
支 出	改良費	管 き よ 整備事業	239, 692, 000	0	239, 692, 000	109, 702, 800	129, 810, 000	179, 200	0		国策業了とる工にかいます。実際ではない。のにでがなた事合のののわれば、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は